



政務活動報告書

令和5年7月10日

〔会派名： 喜働 〕

代表者氏名	川合 滋 	記録者氏名	幸松 孝太郎 
研修者氏名	幸松 孝太郎		
研修日	令和5年7月5日（火）～6日（水）		
研修先	東京都 早稲田大学大隈講堂（大講堂）オンライン受講		
目的	今回の全国地方議会サミット2023は、「変わる社会・デジタル・あたらしい民主主義」～激変する時代に対応する社会基盤としての議会を実装する～のテーマを通じて、議会について考えることが目的である。		

研修概要

(1) 開催要領

全国地方議会サミット2023 当日のご案内

主催 ローカル・マニフェスト推進連盟／マニフェスト大賞実行委員会
共催 早稲田大学マニフェスト研究所 後援 全国市議会議長会／全国町村議会議長会

日時 Day1:2023年7月5日(水曜日)13時から18時まで
Day2:2023年7月6日(木曜日)10時から16時まで
会場 早稲田大学大隈講堂(大講堂)／オンライン配信併用

(2) サミット終了後の宣言文・宣言

2023 全国地方議会サミット宣言文

コロナ禍を経て社会は大きく変わりました。デジタル技術による社会変革のスピードも止まることはありません。

一方で、政治の変化は遅々として進まず、政治への不信は払拭することができていません。

2023年7月、全国地方議会サミットに参加した私たちは、住民福祉の向上のために地方議会を変革し、議会をより活性化する重要性を学びました。議員個人の活動だけではなく、委員会や議会としての活動、議事事務局や自治体職員との連携、なによりも住民と一緒に、社会を変えていく先頭に地方議会がたつべきことを確認しあいました。

地方議会が変われば日本の政治が変わり、社会が変わります。そのために、志のある仲間を増やし、多様性のある議会、政策本位、議論重視の議会へとさらに変革を進めなくてはなりません。

北京で一匹の蝶が羽ばたくと、ニューヨークでハリケーンが起きる、という言葉があります。ここに集った議員、市民、職員は一人であったとしても、皆さんの活動を周囲に広げ、さらに広がることにより、地方から政治改革のハリケーンを起し、住民福祉の向上を果たす議会を実現しましょう。

今後の政治改革、議会改革を進めるために全国地方議会サミット2023参加者一同として以下を宣言し、行動します。

全国地方議会サミット2023宣言

- ー デジタル活用により議会をいっそう活性化し、非常時でも機能する議会へと変えていく
- ー 議会、委員会、議員の政策実現力を高めていく
- ー 議会による政策サイクル、議選監督の活性化、一般質問の進化などによる議会改革をさらに進めていく

以上



(3) オンライン参加画像



7月5日



7月6日

(4) 特に参考になる議会改革についての講演

セッション「政策議会の一般質問」土山希美枝法政大学教授、西原浩別海町議会議員青野敏鷹栖町議会議員、片山兵衛鷹栖町議会議員による講演から

1. 別海町議会における一般質問検討会議について

別海町議会では、令和元年9月から一般質問検討会議を導入。一般質問検討会議とは、通告書段階の一般質問を議員全員で検討する会議のこと。この目的は、①一般質問の質の向上：議員同士で意見交換や情報共有を行うことで、質問内容やテーマ設定の改善や深化を図る。②議会の活性化：一般質問に対する関心や意欲を高めるとともに、議員間のコミュニケーションや連携を促進する。③住民への情報発信：一般質問検討会議の内容や結果を広報やSNSなどで発信することで、住民に議会の取り組みや町政への関心を伝える。

スケジュール	活動内容	備考
一般質問の通知	議長名で全議員へ通知	5月11日通知
一般質問の作成	各自質問の作成	
(一般質問通告 仮締切)	検討会議前に仮提出(通告書、要旨要旨)	5月30日締切
一般質問検討会議	全議員で各質問の趣旨・改善点の討議、意見交換を実施	6月 1日開催
(一般質問通告 締切)	検討会議を受け、各質問内容を再検討し提出	6月 4日締切
議会運営委員会	質問内容の確認・精査を実施	6月 6日開催
一般質問通告	執行機関へ一般質問の通告	6月 7日通知
本会議(一般質問の実施)	令和5年第2回定例会2日(7名)、3日(2名)	6月20日・21日

※活動量 2.5日(令和5年第2回定例会)
 ① 一般質問の作成 2.0日
 ② 一般質問検討会議での討議・意見交換 1日
 ③ 質問者本人による内容精査 3日

現在の一般質問検討会議の手順

- 検討会議前
 - 通告書
 - 令和5年から検討会議用に「要旨」を提出
- 検討会議で
 - ① 質問者本人から質問内容をプレゼンテーション
 - 通告書、要旨をベースに

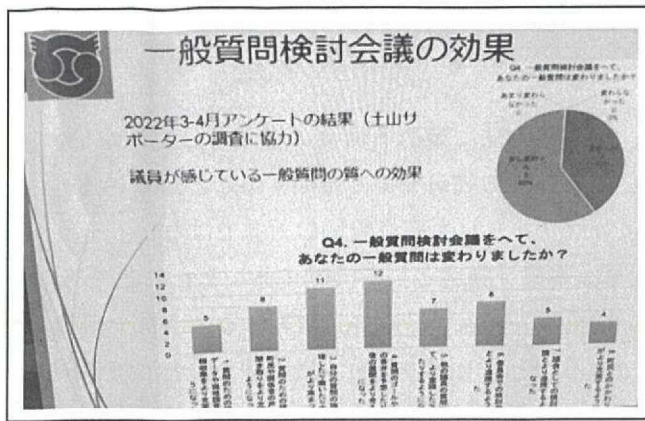
NEW!

↑ 通告書

← 検討をより効率的にするため「要旨」を提出

一般質問検討会議は、定例会前に開催され、通告書を提出した議員が、自分の質問内容やテーマについて説明し、他の議員から意見やアドバイスを受ける。また、事前に通告書を提出しなかった議員も、検討会議で質問内容やテーマを発表することができる。

一般質問検討会議の手順について、①一般質問検討会議は、定例会の開会前に、通告書段階の一般質問を議員全員で検討する機会である。②通告書は、一般質問の内容を小項目程度に具体化したもので、行政側に提出する前に議会事務局に集約する。③一般質問検討会議では、通告書をベースに、質問する議員だけでなく議員全員が意見交換を行う。質問内容の整理や補足、関連する事項の追加などが行われる。④一般質問検討会議は、1日あるいは午後半日を使って行われる。会議は公開されており、傍聴も可能である。⑤一般質問検討会議の結果は、通告書に反映されて行政側に提出される。また、定例会での一般質問の際にも参考にされる。



別海町議会では、一般質問検討会議の導入により、以下のような成果が得られている。①一般質問のテーマが多様化し、重要性や緊急性が高まったこと。例えば、新型コロナウイルス感染症対策や地域振興事業など、住民にとって関心の高いテーマが増えた。②一般質問の回答が具体的かつ迅速になったこと。例えば、町長や教育長などが検討会議に出席し、直接回答したり、事前に回答内容を準備したりした。③住民への情報発信が充実したこと。例えば、広報別海や町ホームページなどで、一般質問検討会議の内容や結果を掲載したり、動画配信したりした。

2. 鷹栖町議会における一般質問検討会議について

鷹栖町議会では、一般質問に来る傍聴者用資料を作成したり、傍聴ガイドブックを作成し、「一般質問の見どころ」も説明をしており、一般質問に出た課題等を委員会で1年間のテーマにして調査研究をしている。また、一般質問の「通信簿」を作成して、内容は全員で共有している。そのため、「町民とのつながり」や「質問の質向上」に効果を発揮している。鷹栖町議会の政策的な取組と効果については、①住民とのコミュニケーション：一般質問検討会議では、「通信簿」として、傍聴者から一般質問のテーマ設定や説得力などを評価してもらう試みも行っている。また、「地域を語ろう会」として、議員が直接地域に伺い、議会活動や町づくりに対する意見・提言等をお聴きする会も開催している。これにより、住民とのコミュニケーションが深まると期待されている。会の内容は、議会内で取りまとめ、報告紙として全戸に配布している。②町政への反映：一般質問検討会議で行われた討議や意見交換は、議会内で取りまとめ、報告紙として全戸に配布している。また、過去の一般質問の「その後」を追跡し、町政への反映状況を特別報「追跡リポート」として編集し配布しており、一般質問が町政にどう反映されているかが分かりやすくなっている。

④Twitter：Twitterを通じたユーザーとの交流：議会へ関心を持ってもらうこと、理解を深めてもらうことを目的としており、定例会・臨時会の進行状況や議会活動をリアルタイムに発信している。

3. 考察

全国的な傾向としては、一般質問の時間や回数を制限する自治体が増えている。これは、議会運営の効率化やコスト削減などが要因と言われている。しかし、一般質問は住民の声を反映し、行政に対するチェック機能を果たす重要な機会でもある。そのため、一般質問のあり方については、各自治体で議論が続いている。本市での一般質問は、現在50分となり以前の90分に比べて、より一般質問の内容が良くなってきたが、質疑や確認事項が割と多く、全ての一般質問が政策論議をしているとはいいがたい。その1つの考え方として、今回2つの町議会から「政策議会の一般質問」をテーマに議会改革の事例発表は、非常に参考になる講演であった。

この政策議会の一般質問とは、首長や教育長などの行政執行者に対して、議員が市・町政や教育行政等に関する質問を行う制度であり、両町議会では従来の一般質問の反省に立ち、一般質問検討会議を実施している。

一般質問という制度は本来議会の機能としては、地方自治法に定める議会の権限としてはない。会議規則という議会の内規に「市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」とあるだけで、法政大学の土山希美枝教授の言によれば「1ミリも議員報酬の対象ではない」そうである。当たり前のことであるが、議会議員の仕事は本来「議会として機能すること」ことであり、また報酬はそれに対するものであるのだから、議員個人の言いつばなしで終わるような一般質問は議会の役割を果たしているとはいえないものである。ところが、反面、議員個人にとっては対住民にとって非常に目立つことでもあるので、最近、批判的な揶揄も込められて「一般質問は議会の華」とも称される。

そのような中、全国の地方議会でも一般質問を本来の議会の機能に資するものにしようと取り組む議会も現れている。その事例が今回の両町議会である。議会の機能とは、地方自治法第96条から第100条の2まで、明記されているが、要は「調査して議決すること」である。もっと詳しくいえば、「市の課題を調べて、そして解決策を話し合っ決めてこと」である。一般質問とは議員個人が「市の課題提起を行う機会」と考える必要がある。課題提起は市長に対して行っているのではなく、議会に対して行い、市長や部長とのやり取りを通じて、課題点を明らかにするのが本筋である。またその課題点について、自分なりの考察を行い、解決策の一例も提示する、それがたたき台になり話し合いのベースになる。話し合っ決められたことは、さらに本市では取り組めていないが委員会代表質問や、委員会で市長への提言事項とするなり、議会全体で決議をするという取組などが全国でも多くの議会で行われている。

そのような中で、両町議会の特徴は、議員個人が一般質問を行う前に、事前に一般質問検討会議で、質問内容の共有を行い、また話し合いの中で一般質問の修正を行う等、個人の一般質問を全体化していることにある。議員一人5分間で質問の内容やねらいを説明して、それから各議員が青い付箋紙には長所、赤い付箋紙には改善点などを書いてホワイトボードに貼っていき、それをまた議員が取り上げて話し合いを進めて行くというワークショップ形式で行っている。この効果は、一般質問の背景や狙いなどを各議員が共有化できること、さらに一般質問のブラッシュアップができること、重複テーマについては角度を変えて質問ができること、さらには議長も議事整理がやりやすくなることなどが挙げられる。さらには副次効果として、議員全員の我が事意識が出るのか、一般質問中の居眠り議員はいなくなったことや、質問が終わって休憩中などには「今の質問は良かったな」「いい答弁引き出せたな」等の議員同士でたたえ合う姿なども見られ、それが次回の質問のやる気にも繋がっているとのことだった。

果たして名張市議会が議会全体一般質問検討会議を行うのは現状では難しいだろうが一度当町議会へ視察したりして、議会改革で議論をする必要があるが、特に日程の問題があるが通年議会となっているのでクリアできるのではないかな。しかし、一般質問のブラッシュアップや問題の共有化については会派単位では行えるのではないかな。それが会派の存在意義に繋がるのではないかな。是非、私も含め会派に属する議員には考えてほしい。

ただ、一般質問に常任委員会としての代表質問を取り入れており、この点については取り組むことが大切と感じた。常任委員会としての政策の課題を取り上げ、委員会として質疑を検討し委員長が代表して質問することで、委員会としての政策提案となり、より重みが増す。まず、この点から議会改革委員会で、実施を検討すべきではないかと考える。

(5) 特に印象に残った講演について

1. セッション「デジタルで変わる自治体・政策」

佐藤泰格都城市総合政策部デジタル統括課長「マイナンバーカード交付率9割超え都城市のデジタル戦略」について

①都城市「マイナンバーカードインフラ化プロジェクト」について、

「マイナンバーカードインフラ化プロジェクト」とは、都城市が行っているマイナンバーカードの普及促進と利活用拡大を目指す取り組み。都城市は、マイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」と捉え、市民サービスの向上や行政の効率化を実現するために、カードの申請・交付・利用に関するさまざまな施策を展開している。このプロジェクトの特徴は、①マイナンバーカードの交付率は全国平均 44.7%に対して 79.7%（令和4年6月末現在）と非常に高く、市区別日本一を達成している。人口が少ない自治体ほどマイナンバーカードの普及が進みやすいとされている中、都城市は上位 10 自治体で唯一人口 10 万人を超えている。②タブレットを使ってマイナンバーカードのオンライン申請をサポートする「都城方式」や、自宅にお伺いする「マイナちゃんカー」など、独自の申請促進方法を開発している。また、ワクチン接種会場や期日前投票所などで出張申請受付を行ったり、土日・時間外開庁を積極的に実施したりしている。③マイナポイント事業やワクチン接種証明書申請など、国の施策にも積極的に連携している。また、Yahoo! くらしとの連携テストや地域通貨アプリ「にくPAY」など、民間企業との協働も進めている。④電子母子手帳サービスやコンビニ交付サービスなど、市民の利便性向上につながるサービスも多数提供している。また、「おくやみ窓口」や救急搬送デジタル化など、市民の困りごとに寄り添ったサービスも実施している。

②都城市でのデジタル活用支援員事業

この事業は、高齢者やデジタルに不慣れな方に対して、スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の使い方や便利なサービスの紹介を行う事業。都城市は、令和2年度に総務省の「デジタル活用支援員推進事業地域実証事業」に採択され、同3年度は「デジタル活用支援推進事業」に採択されている。

この事業での取り組みは、①シフトプラス株式会社と連携して、デジタル活用支援員を募集し、研修を行っている。デジタル活用支援員は、市内各地で無料の出張相談や教室を開催している。②スマートフォンの利活用やキャッシュレス決済に関する講座や、高齢者等が普段抱えているスマートフォンの使い方などのデジタル活用に関するよろず相談会を実施している。講座はスマートフォンの基本操作からアプリの利用、マイナンバーカードを活用したオンライン申請、キャッシュレス決済の使い方など多岐に亘っている。③デジタル活用支援員が市民サービスや行政手続きのオンライン化に対応するために必要なスキルや知識を身につけるための研修を受けたり、動画やテキストなどの教材を利用したりしている。

2. セッション「オンラインとデジタルを活かす」

河村和徳東北大学大学院准教授都道府県議会デジタル化専門委員会座長

①日本の地方議会のデジタル化の状況について

日本の地方議会は、コロナ禍や災害時などにおいても議会機能を発揮し、市民との対話や

参画を促進するために、デジタル技術の活用に取り組んでおり、その状況をいくつか紹介すると、①議会中継や議会広報誌などのオンラインでの情報発信が挙げられる。例えば、岩手県金ケ崎町では、議会広報誌をスマートフォン向けアプリ「マチイロ」で配信している。茨城県取手市では、SNSを活用して議会情報を積極的に配信している。神奈川県開成町では、一般質問の予告動画や感想動画を議会ウェブサイトに掲載している。これらの取り組みにより、市民に対してより多くの議会情報を伝えることができるようになった。②オンラインでの会議開催や参加が挙げられる。例えば、兵庫県西脇市では、オンライン予算広聴会を開催している。鳥取県鳥取市では、議会中継等で手話通訳や字幕を導入している。これらの取り組みにより、市民との意見交換や情報保障が促進されている。③ペーパーレス化や音声認識システムなどの効率化が挙げられる。例えば、静岡県沼津市では、音声認識システムを利用して会議録の作成を行っている。茨城県利根町では、電子採決システムを導入し、各議員の賛否状況をモニターに表示している。これらの取り組みにより、議会運営にかかる時間やコストが削減されている。④クラウドシステムの導入：大阪府堺市では、クラウド型情報共有システムを導入し、各議員が所有するスマートフォンやタブレット等から質問通告書や会議資料などのデータを閲覧・收受できるようにしていることで、効率的な情報管理が可能となっている。

3. セッション「デジタルが拓くあたらしい民主主義」

中村健早稲田大学マニフェスト研究所事務局長「Society5.0時代のあたらしい民主主義」、五十嵐立青つくば市長「つくば市が取り組む選挙DX インターネット投票実証実験より」、山本直也芽室町選挙管理委員会事務局書記長「選挙後(無投票選挙)も選挙公報を有権者へ届ける取組」

①選挙DXの取組について

選挙DXとは、選挙におけるデジタル化のことで、インターネット投票や選挙情報のデジタル提供、デジタルマーケティングなどが含まれる。

(1)インターネット投票の実証実験

- ①令和3年7月7日に、茨城県立並木中等教育学校で、インターネット投票による生徒会役員選挙が行われた。これは全国初の試みで、スマートフォンで本人確認を行い、支持する立候補者にチェックを入れて投票するというもの。投票情報はブロックチェーン技術によって暗号化されており、匿名性も守られる。
- ②この実証実験は、近年の若者の投票率低下に対する課題解決と、スーパーサイエンスシティ構想を勢いづける意味もあって行われた。今後は、市内の他の教育機関や市民団体などでもインターネット投票を導入していく予定。

(2)選挙情報のデジタル化

- ①つくば市では、選挙情報をデジタル化して市民に提供している。例えば、令和4年12月11日に執行された茨城県議会議員一般選挙では、期日前投票者数や投票区別投票状況などをExcelファイルで公開した。これらのデータは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのもとで提供されており、誰でも自由に利用できる。
- ②市内の選挙区や投票所を地図上で確認できるサイトもある。このサイトは、つくば市デジタル・ガバメント推進方針に基づいて作成されたもので、市民が選挙に参加する際の参考となるとともに、選挙管理委員会の業務効率化にも貢献している。

(3) インターネット投票について

この投票は、インターネットを利用して選挙に参加することで、インターネット投票の目的は、①投票率の向上：インターネット投票は、投票所に行く必要がなく、時間や場所を選ばずに投票できるため、投票に参加する障壁を低くすることができる。特に、遠隔地や海外に住む有権者や、高齢者や障害者などの移動が困難な有権者にとっては、インターネット投票は便利な方法である。②投票意識の高揚：インターネット上で選挙情報を収集したり、他の有権者と意見交換したりすることができるため、投票意識を高めることができる。特に、若い世代やITに親しんだ世代にとっては、インターネット投票は政治への関心を引き出すきっかけになる可能性がある。③選挙管理の効率化：紙の投票用紙や封筒などの物資や人員の削減や、開票作業の迅速化など、選挙管理の効率化に貢献することができる。また、選挙結果をリアルタイムで公開することができるため、選挙管理の透明性も向上させることができる。

しかし、インターネット投票には以下のような問題点やデメリットもある。①セキュリティの確保：サイバー攻撃や不正操作などの危険性がある。本人確認や暗号化などの技術的な対策だけでなく、有権者教育や監視体制などの社会的な対策も必要である。また、万一システムに障害が発生した場合に備えて、バックアップシステムや緊急対応プランも必要である。③倫理の確保：秘密投票や自由意思決定などの倫理的な原則を守ることが難しい場合がある。有権者が自宅や職場などで投票するため、他人から圧力を受けたり、影響を受けたりする可能性がある。また、有権者が自分以外の人に代わって投票したり、自分の投票内容を証明したりすることもできるため、不正行為や買収行為などのリスクもある。④デジタル格差の解消：インターネットにアクセスできる環境や技術を持っている有権者に有利になる可能性がある。インターネットに接続できるデバイスやネットワーク、本人確認のためのIDやパスワードなどが必要である。しかし、これらのものを持っていない有権者や、使い方がわからない有権者もいるため、インターネット投票では、デジタル格差を解消するための支援や教育も必要である。

(4) インターネット投票に関するアンケート調査及び課題について

①日本でも、インターネット投票に関するアンケート調査が行われている。NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が2000年に実施した調査では、将来的にインターネット投票が可能になった場合、「主としてインターネットで投票する」と回答した人は65.9%を占めている。しかし、この調査は20年以上前のものであり、現在の日本人の意識や環境とは異なる可能性がある。

②課題

インターネット投票で投票率が上がるかどうかは、国や時代によって異なると考えられている。インターネット投票には多くのメリットがあるが、同時にセキュリティや倫理などの課題もある。そのため、日本でインターネット投票を実現するためには、法的な整備や技術的な検証だけでなく、国民や政府や選挙管理委員会などが協力して、インターネット投票の目的や効果や問題点を十分に理解し、合意形成を図っていく必要がある。

② 芽室町選挙管理委員会からの講演

① 芽室町オンライン議会について

芽室町オンライン議会は、平成30年度から始まった、町民と議会や行政との対話の場。この議会では、町民が自らの意見や提案をオンラインで発信し、議員や町長に質問や意見を投稿し、回答やコメントを受け取ることができる。また、町民同士もオンラインで議論することができる。

芽室町オンライン議会の目的は、

- ・町民の政治参加意識やコミュニケーション能力を高める
- ・議会や行政の透明性や信頼性を向上させる
- ・町民のニーズや要望を把握し、政策に反映させる
- ・町民の創造性や主体性を引き出し、地域課題の解決に貢献する。など

芽室町オンライン議会は、毎年2回開催されており、令和5年2月にも実施されている。参加方法は、芽室町ホームページから専用のサイトにアクセスし、登録するだけで、登録後は、質問や意見を投稿したり、他の参加者の投稿にコメントしたりすることができる。このように、芽室町では、町民が自らの意見や提案をオンラインで発信し、議会や行政と対話することができる「芽室町オンライン議会」を開催している。

このように、オンライン議会は、町民の政治参加意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、議会や行政の透明性や信頼性を向上させる効果が期待されている。

名張市議会「議会改革検討委員会」においても、このオンライン会議が議論されており、今講演において名張市議会の議会改革を考えるには、非常に参考になる研修であったことにより、最後に導入する手順をまとめてみたい。

③ オンライン会議の導入についての手順（案）

まずは、手始めに常任委員会などを通じてオンライン会議の実証実験を行いながら、導入の手順を考えていくことは、合理的なアプローチと考える。以下に、その手順を提供したい。

1. 議会内にプロジェクトチームの組織化：オンライン会議の実証実験を行うためには、専門的知識や経験を持った方が参加することが重要であり、まずは、先進的な議会を視察して、導入の調査・計画立案、セキュリティなどを担当。
2. 目標とスケジュールの選定：実証実験の目標は、効率的な議事進行や情報共有の実現、参加者の満足度向上など具体的な成果に関連するもの。また、スケジュールは、準備期間、実証事件の基幹、評価や改善などを明確に設定して作成。
3. オンライン会議に適したプラットフォームの選定や実証事件の前にテスト：選定には、使いやすさ、参加者の数、録画・録音機能などを考慮し、テストでは、問題点がないかを評価する。
4. パイロット実施と評価：常任委員会などの一部を対象に、実際の議事をオンラインで行い、会議の進行や参加者の意見を収集する。実施後は、利点や課題を評価する。
5. 改善と展開：パイロット実施の結果等を元に、改善点や課題に取り組む、必要な対策や調整を行い、改善されたオンライン会議の導入を段階的に進める。

以上